

令和8年度 辰野町

こども誰でも通園制度

乳児等通園支援事業のご利用案内

「こども誰でも通園制度」は、保育園などに通っていないお子さんが、月に数時間だけ保育園で遊んだり、同年代のお友達と過ごしたりできる制度です。「保育園に預けていないけれど、ちょっとだけ預けたい」「子どもに集団の経験をさせたい」そんなご家庭を応援します。

1 利用できるお子さん

保育園を利用する時点で、下記の(1)(2)を満たすお子さんが利用できます。

- (1) 利用日において、0歳6カ月～満3歳未満
- (2) 保育園等（保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設）を利用していないこと

2 利用の流れ（イメージ）

辰野町公式LINE



基本メニュー「子育て」



こども誰でも通園制度

利用申請
初回面談
利用予約

利用申請

公式LINE → 【こども誰でも通園制度総合支援システム】より利用申請をします。
※「info@mail.cfa-daretsu.go.jp」のメールを受け取り可に設定してください。

認定

- ・利用認定（承認）には数日かかる場合があります。
- ・登録したメールアドレスに【こども誰でも通園制度総合支援システム】アカウント発行のお知らせメールが届きます。パスワードを設定し、ログインしてください。

初回面談

- ・ログイン後、マイページより「施設を探す」をクリックして、新町保育園を選択し、「空き状況を見る」を選択します。
- ・ご利用するお子さんを選択し、「初回面談の予約」をしてください。
- ・初回面談は30分程かかります。お子さんと一緒にお越しください。

利用予約

- ・面談後、園の利用予約が可能となります。
- ・利用できる日時が限られていますので、【こども誰でも通園制度総合支援システム】の事業所情報を確認して、日時の選択をしてください。
- ・前月の25日までに予約をしてください。

利用開始

- ・持ち物には名前の記入をお願いします。
- ・予約した日時に登園してください。
- ・利用料や食事代等ご負担いただきます。



3 利用できる園

辰野町では以下の園がご利用できます。

施設名 : 新町保育園

住所 : 辰野町大字伊那富4915番地

電話番号: 0266-41-4095

利用日時: 月曜日から金曜日(祝日などを除く)午前9時から午後3時

受入定員: 0歳児・1歳児・2歳児 各1名

4 利用の料金および時間

(1)「こども誰でも通園」の利用では、利用時間に応じて利用料をご負担いただきます。

●1時間あたり利用料300円です。

(2)その他に実費を負担いただく場合があります。

●食事代(おやつ代込み)250円です。

※食物アレルギーのあるお子さん、離乳食が完了していないお子さんには提供できません。

※食材発注の都合上、利用キャンセルの場合でも給食を申し込んだ場合は給食代が発生します。

(3)お子さん1人が利用できる時間数は、一月あたり上限10時間です。

●余った時間分を翌月に繰り越すこと、翌月以降分を繰り上げて利用することはできません。

5 持ち物

- ・給食を希望しない方は、おかず入りのお弁当とおやつ
- ・主食(給食希望の方) ・スプーン ・必要に応じてミルク、哺乳瓶
- ・飲み物(水筒やストロームグに入れて) ・口拭きタオル3枚、食事用エプロン3枚
- ・着替え(肌着、上着、ズボン当) ・オムツ ・お尻拭き ・オムツ替え用バスタオル
- ・ビニール袋2~3枚 ・午睡用布団 ・帽子 ・上履き

6 注意事項

- ・保育ができない状態や事項等がございましたら、保護者に連絡しお迎えに来ていただきます。
- ・感染症の疾患や身体が弱く保育できない場合は受け入れができません。

7 申請内容の変更・消滅

申請内容を変更した場合等は届け出が必要となります。詳しくは下記までお問い合わせください。

(1) 認定変更届出書(婚姻・離婚・連絡先の変更等)

(2) 認定消滅届出書(町外へ転出・保育園等に入園等)

※利用しているお子さんが満3歳になると自動的に利用できなくなりますので、消滅届出書の提出は不要です。

8 お問い合わせ先

不明な点は、子育て応援課こども保育係へお気軽にご連絡ください。

辰野町役場子育て応援課こども保育係 電話:0266-41-1111

メール:kosodate-k@town.tatsuno.lg.jp

新町保育園 電話:0266-41-4095

